

須磨多聞線訴訟 請求棄却求める

神戸市、西須磨工区

神戸市が整備を進める都市計画道路「須磨多聞線」の西須磨工区(約520㍓)をめぐる、住民534人が久元喜造市長らに公金支出差し止めなどを求めた住民訴訟の第1回口頭弁論が7日、神戸地裁(小池明善裁判長)であった。市は請求棄却を求めた。

須磨多聞線は須磨区南部と垂水区の約7キロを結ぶ道路で、1968年に都市

計画決定され、阪神・淡路大震災直後の95年3月に事業認可を得た。市は2020年3月に歩道整備を始め、今年4月からは橋台や橋脚の工事に着手している。

訴状によると、原告は事業目的だった渋滞はすでに緩和され、必要性がない建設は違法だと主張。閑静な住宅地という地域の特性を損ねるなどと訴えている。

裁判後に記者会見した原告の宗岡明弘さん(68)は「裁判中も工事が進み、厳しい闘いになる」とは覚悟している。次の世代の住民のためにも、市の住民に対する姿勢を司法の場で問いたい」と話した。

(岩本修弥)

支出差し止め訴訟 神戸市側争う姿勢

須磨多聞線

神戸市が須磨区で建設を進める都市計画道路「須磨多聞線」の西須磨工区(全長約520㍓)を巡り、地域住民ら約530人が久元喜造市長らに対し、工事費の支出差し止めなどを求めた訴訟の第1回口頭弁論が7日、地裁であった。市側は請求棄却を求め、争う姿勢を示した。

須磨多聞線は、須磨区南部と垂水区の約7キロを結ぶ

道路で、1968年に都市計画決定された。近隣住民らは大気汚染や騒音を懸念し、工事に反対。2度の公害調停が開かれたが、市側が調停に応じず、いずれも協議が打ち切られた。

訴状によると、住民側は「計画決定から50年以上が経過し、交通量が減少して工事の前提だった渋滞は存在しない。むしろ、新設道路により事故のリスクが高まり、地域環境が悪化する」と主張し、調停に応じない市の姿勢も批判している。

原告の宗岡明弘さん(68)は法廷での意見陳述で、「50年以上、住民が反対し続ける道路整備事業は、どこか無理があるのではないかと述べた。」

「須磨多聞線」建設

反対住民が陳述

「不要で不合理」

地裁第1回口頭弁論

市が須磨区の西須磨地区で進める都市計画道路「須磨多聞線」の整備を巡り、反対する住民らが公金支出

の差し止めなどを求めた訴訟の第1回口頭弁論が7日、神戸地裁（小池明善裁判長）であった。原告534人の代表が、道路建設は「不要で不合理」などとして意見陳述した。市は請求棄却を求めた。

訴状によると、須磨多聞線は市が1968年に計画を決定し、95年の阪神・淡路大震災後に認可された。原告の宗岡明弘さん(68)は「50年以上にわたり地元住民がこれまで強く反対し続ける道路整備事業は公共事業として無理がある」と訴えた。

原告弁護団は、道路建設で渋滞は緩和されず、交通事故の危険が増し、景観が破壊されると強調。市は過去に地元自治会と交わした合意文書の内容を無視して計画を進めており、建設は手続き上違法と主張した。一方、市は「須磨多聞線なしでは、離宮公園前交差点の長い渋滞を解消できない」としている。